

特別養護老人ホームかまくら愛の郷

通所介護・通所型サービス O 運営規程

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人湘南愛心会が経営する、かまくら愛の郷の指定通所介護事業所及び通所型サービス O（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員等の従業者が利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護または要支援者に対し、適切な通所介護及び通所型サービス O を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第 2 条 従業者は、利用者が要介護又は予防介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- 2 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援者、の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地等）

第 3 条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 事業所名 | 特別養護老人ホーム かまくら愛の郷 |
| (2) 所在地 | 神奈川県鎌倉市岡本 1 0 2 2 - 3 2 |

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|--|-------|
| (1) 管理者 | 1 名 |
| 管理者は、従業者の総括管理、指導を行う。 | |
| (2) 看護職員 | 1 名以上 |
| 看護職員は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持及び要介護状態となることの予防に資する。 | |
| (3) 生活相談員 | 2 名以上 |
| 生活相談員は、利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対し、相談援助等の生活指導を行う。 | |
| (4) 機能訓練指導員 | 1 名以上 |
| 機能訓練指導員は、利用者の心身状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めるとともに他の職員に対し技術指導を行う。 | |

- (5) 介護職員 6 名以上

介護職員は、利用者の通所介護計画、又は通所型サービスO介護計画、に基づく介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 通所介護及び通所型サービスOの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日までを営業日とする。

但し、12月31日～1月3日は休日とする。

サービス提供日も同じ。

- (2) 営業時間 営業日の午前8時30分から午後5時までを営業時間とする。

サービス提供時間は、午前9時15分から午後4時30分まで。

(利用定員)

第6条 通所介護及び通所型サービスOを併せた利用定員数は、次の通りとする。

1単位 30人とする。

(通所介護・通所型サービスOの内容)

第7条 事業所のサービス内容は、次の通りとする。

- (1) 食事、排泄、入浴等の介護

利用者の生活習慣を尊重し、適切な時間に食事を提供する。

利用者の心身状況に応じて適切な方法により排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても必要な援助を行う。

適切な方法により入浴または清拭を行う。

- (2) 相談・援助等

利用者およびその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な助言、その他の援助を行うよう努める。

- (3) 機能訓練

日常生活を通して利用者の状況に応じた機能訓練を行い、必要な機能を改善し身体機能の低下を防止するよう努める。

- (4) 健康管理

看護師による日常の健康チェックをする。

- (5) 療養上の世話

適宜レクリエーション等を行う。

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別紙料金表により支払いを受ける。

- (2) 日常生活品費、教養娯楽費、おむつ代等を、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、同意する旨の文書に署名を受け、別紙料金表により支払いを受ける。

(定員の遵守)

第9条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、利用定員を超えて利用させない。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

鎌倉市全域・藤沢市村岡東、渡内、弥勒寺、大鋸、川名、宮前、片瀬、片瀬山、鵜沼、朝日町・横浜市栄区笠間、桂町

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 通所介護及び通所型サービスOのサービス利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 入浴サービスを利用する際は、体調の変化、血圧等の健康チェックを受け健康管理に十分留意するものとする。
- (2) 機能訓練を行う際は、今までの理学・作業療法等の経過説明を受け、禁止事項があれば事前に確認し、事故等がないように十分留意するものとする。
- (3) 送迎サービスを利用する際は、事前に職員から車両や送迎方法・時間等の説明をうけるものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第12条 事業所は従業者に対して、事業所従業者である期間および事業所従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業所従業者等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(従業者の就業環境の確保について（パワハラ・セクハラの防止）)

第13条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(緊急時における対応方法)

第14条 従業員はサービスの提供中に利用者の病状に急変その他緊急事態が発生した時は、速やかに医師又は協力病院に連絡等の処置を講ずると共に、家族及び関係機関に連絡する等適切な対応をする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(非常災害対策)

第15条 従業者は、非常災害に関する具体的（消防、風水害、地震等）計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等について責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難、救出訓練を行う。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(身体拘束)

- 第16条 事業所は、サービスの提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 2 「身体拘束適正化の指針」を作成(定期的な見直しを行い)、指針に基づいて身体拘束廃止等の適正化に努める。
 - 3 身体拘束適正化委員会を2月に1回開催、議事録を作成し、従業者に周知徹底する。
 - 4 身体拘束等の適正化のための研修を年に2回開催する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
- 2 「虐待防止の指針」を作成(定期的な見直しを行い)、指針に基づいて虐待の発生又は、再発の防止に努める。
 - 3 虐待防止委員会を2月に1回程度開催、議事録を作成し、従業者に周知徹底する。
 - 4 虐待の発生又は、再発の防止するための研修を年に2回開催する。
 - 5 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
 - 6 虐待防止責任者 氏名 櫻井 健一 (管理者)

(事故発生時の対応)

- 第18条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため次の各号に定める措置を講ずるものとする。
- 2 「事故防止・対策の指針」を作成(定期的な見直しを行い)、指針に基づいて事故が発生した場合の対応、次号に定める報告方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
 - 3 事故は発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する。
 - 4 事故防止対策委員会を2月に1回程度開催する、議事録を作成し、従業者に周知徹底する。
 - 5 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 6 事故防止対策のための研修を年に2回開催する。

(衛生管理)

- 第19条 利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設

備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族・害虫の駆除を行う。
- 5 「食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針」を作成(定期的な見直しを行い)、指針に基づいて食中毒の予防及び蔓延の防止に努める。
- 5 食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を年に1回開催する。

(感染症対策)

第20条 事業所は、事業所内において感染症が発生、蔓延防止のため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 2 「感染防止・対策の指針」を作成(定期的な見直しを行い)、指針に基づいて感染症の発生又は、蔓延防止に努める。
- 3 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する感染対策委員会を2月に1回程度開催、議事録を作成し、従業員に周知徹底する。
- 4 感染症予防及び蔓延防止のための研修、及び訓練を年に2回開催する。

(業務継続計画（BCP）の策定に関する事項)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する目的、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修を年に2回開催する。また、訓練を年に2回実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第22条 事業所は提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

相談苦情解決責任者 氏名 櫻井 健一（管理者）

相談・苦情受付解決担当者 氏名 渡辺 哲也（生活相談員）

氏名 細川 純一（生活相談員）

(地域との連携等)

第23条 事業所は、事業の運営に当たり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

(従業員の質の確保)

第24条 事業所は、従業員に対し資質向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(記録の整備)

第25条 事業所は、従業者、事業所及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備、保存しておくものとする。

2 事業所は、利用者に対する事業所サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものである。

(掲示)

第26条 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、協力病院、利用料、苦情窓口その他の重要事項を掲示するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第27条 介護保険事業所サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

2 褥瘡対策委員会を1月に1回程度開催する。

3 「褥瘡の防止のための指針」を作成し、指針に基づいて褥瘡の予防及び防止に努める。

4 各種会議を設置し、開催する。

- ① リーダー会議 ② デイ会議 ③ サービス担当者会議 ④ 運営会議
⑤ 管理会議

5 各委員会・会議は議事録を作成し、従業者に周知徹底する。

6 その他の運営に関する重要事項については、事業所の管理者と社会福祉法人湘南愛心会の役員において定めるものとする。

付 則

この運営規程は 平成20年5月1日施行
平成20年5月1日改定
平成22年10月1日改定
平成24年4月1日改定
平成27年9月13日改定
平成28年11月1日改定
平成29年4月1日改定
令和3年4月1日改定
令和6年4月1日改定
令和7年4月1日改定